

太田市中小企業季節資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市中小企業・小規模企業振興基本条例（令和3年太田市条例第18号）の規定に基づき、市内中小企業者の季節的資金需要期における運転資金を融資することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号（中小企業協同組合に限る。）、第2号の2、第4号及び第4号の2に規定する者をいう。
- (2) 金融機関 市内金融機関及び商工組合中央金庫前橋支店をいう。

(資金措置)

第3条 市長は、予算の範囲内において、金融機関に資金を預託するものとする。

2 前項の規定による預託期間は、10月以内とする。

3 第1項の規定による預託の条件については、市と金融機関との協議による。

(融資対象)

第4条 融資を受けることができる者は、市内に店舗、工場又は事業所を有し、1年以上継続して同一業種に属する事業を営み、市税（国民健康保険税を含む。）を完納している中小企業者とする。

(融資条件)

第5条 融資の条件は、次のとおりとする。

項目	条件
資金用途	運転資金（中小企業団体が、その構成員に貸し付けるための運転資金を含む。）
融資限度額	夏季1,000万円、年末1,000万円
融資利率	市と金融機関で協議して定める。
融資期間	6月以内
償還方法	割賦又は一括償還とする。
担保及び保証人	金融機関の定めるところによる。

(申請期間)

第6条 融資申請期間は、夏季分については5月1日から8月末日まで、年末分については11月1日から翌年2月末日までとする。

(申請手続)

第7条 融資を受けようとする者は、中小企業季節資金融資申請書（様式第1号）に関係書類を添えて金融機関に申し込むものとする。

(融資報告)

第8条 金融機関は、融資を行ったときは、中小企業季節資金融資報告書（様式第2号）を翌月10日までに市長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市中小企業季節資金融資要綱（昭和62年4月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

中小企業季節資金融資申請書

（宛先）太田市長

太田市中小企業季節資金融資要綱の規定により次のとおり申請します。

申請者記入欄（該当する番号に○を付けてください。）

本店（現住所）	〒 ー	従業員数	人
フリガナ 法人名（屋号）		資本金	千円
フリガナ 代表者（氏名）		個人創業	年 月 日
		法人設立	年 月 日
営業所所在地	〒 ー	電話番号	() ー
申請金額	円	業種	
資金使途	1 ボーナス 2 仕入 3 その他 ()		
融資希望期間	1 1箇月	2 2箇月	3 3箇月
	4 4箇月	5 5箇月	6 6箇月

季節資金の融資限度額は、夏季分1,000万円、年末分1,000万円です。

すでに他の金融機関で融資を受けている場合は、限度額以内でお申込みください。

融資期間の最終期限は、融資実行日の応答日の前日までとします。

様式第2号（第8条関係）

上記の者に対し次のとおり融資実行しましたので、報告します。

金融機関記入欄

融資金額	円		融資区分	1 夏季分	2 年末分
貸付日	年 月 日	期日	年 月 日	利率	%
償還方法	1 一括	2 分割	保証人	1 有 2 無	信用保証等 1 有 2 無

金融機関名	⑩	担当者	⑩
-------	---	-----	---

※太田市税等照合票（制度融資申請用）を添付してください。